

(2) 津市ごみ一時集積所設置等事業補助金

自治会が管理するごみ一時集積所の設置、既設集積所の改修、修繕、増設工事に要する費用の一部を補助する制度です。市の予算の範囲内での交付となりますので、お早めに御相談ください。

項目	内 容			
補助内容	1か所の工事につき、工事費に3分の1を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て）です。ただし、その額が、集積所の収容容積に応じた交付限度額を超えるときは、当該交付限度額とします。			
	集積所本体の収容容積	交付限度額		
		既製品を購入する場合	集積所本体を製作する場合	
	購入に係る費用に対する交付限度額	その他の費用に対する交付限度額		
	1.0 m ³ 未満	40,000円	40,000円	80,000円
	1.0 m ³ 以上 1.5 m ³ 未満	60,000円	60,000円	120,000円
	1.5 m ³ 以上 2.0 m ³ 未満	80,000円	80,000円	160,000円
	2.0 m ³ 以上 3.0 m ³ 未満	100,000円	100,000円	200,000円
	3.0 m ³ 以上 4.0 m ³ 未満	120,000円	100,000円	220,000円
	4.0 m ³ 以上 6.0 m ³ 未満	140,000円	100,000円	240,000円
	6.0 m ³ 以上 8.0 m ³ 未満	160,000円	100,000円	260,000円
	8.0 m ³ 以上 10.0 m ³ 未満	180,000円	100,000円	280,000円
	10.0 m ³ 以上 15.0 m ³ 未満	200,000円	100,000円	300,000円
15.0 m ³ 以上 20.0 m ³ 未満	250,000円	100,000円	350,000円	
20.0 m ³ 以上	300,000円	100,000円	400,000円	
<p>1 集積所本体の収容容積は、収容部分の間口（W）、奥行（D）及び高さ（H）の外寸を乗じて算出する。</p> <p>2 既製品を購入する場合の交付限度額は、購入に係る費用に対する交付限度額を基本とする。ただし、一の設置等工事につき事業費の額に3分の1を乗じて得た額が購入に係る費用に対する交付限度額を超える場合で、購入に係る費用以外のその他の費用が事業費に含まれているときの交付限度額は、購入に係る費用の額に3分の1を乗じて得た額（当該額が購入に係る費用に対する交付限度額を超えるときは、当該交付限度額）にその他の費用の額に3分の1を乗じて得た額（当該額がその他の費用に対する交付限度額を超えるときは、当該交付限度額）を加えた額とする。</p>				